

八七 堀喜左衛門物成米引当借銀につき覚書

覚

一 正米九俵也

(屋脱力)

右は当秋、拙者物成米之内、ゑひや善助・用子幸左衛門手前、勝手次第相渡し可被申候、右引当として札四百五拾目、兩人より借用致し候間、当十一月限無相違、正米相渡し可被下候、仍て為念一札如件、

酉ノ

二月晦日

堀喜左衛門印

小鹿谷庄屋

惣兵衛殿

組頭

常三郎殿